

令和7年度第3回習志野市社会教育委員会議 会議録

1 日 時：令和7年11月12日（水）午後1時30分から午後2時30分

2 開催場所：習志野市庁舎5階委員会室

3 出席者

【委員】：澤田 弘 委員長、鶴岡 利江子 副委員長、
蓮 一臣 委員、越智 晃 委員、
大村 悠 委員、三浦 久美 委員

【出席職員】：上原 香 生涯学習部長、越川 智子 生涯学習部次長、
河栗 太一 社会教育課長、伊東 尚志 中央公民館長、
忍 貴弘 生涯スポーツ課長、妹川 智子 菊田公民館長、
松浦 史浩 生涯学習部主幹（社会教育課）、
勇 依子 生涯学習部主幹（中央図書館）、
鶴岡 奈々 社会教育課文化振興係長、
松本 潤 社会教育課文化財係長、
小倉 康裕 社会教育課青少年育成係長、
谷澤 朋存 社会教育課管理係長、

【傍聴者】：0人

4 会議内容

第1 会議の公開

第2 会議録の作成等

第3 会議録署名委員の指名

第4 報告

(1) 放課後子供教室（実籾・東習志野・秋津）業務委託候補者の決定について

(2) 習志野市子どもの読書活動推進計画に係るパブリックコメントの実施について

(3) 習志野市文化振興計画に係るパブリックコメントの実施について

第5 協議

(1) 令和8年度社会教育関係団体に対する補助金（案）について

(2) 生涯学習施設改修整備計画の改訂について

第6 その他（事務連絡等）

5 配付資料

報告（１）放課後子供教室（実籾・東習志野・秋津）業務委託候補者の決定について

報告（２）習志野市子どもの読書活動推進計画に係るパブリックコメントの実施について

報告（３）習志野市文化振興計画に係るパブリックコメントの実施について

協議（１）令和８年度社会教育関係団体に対する補助金（案）について

協議（２）生涯学習施設改修整備計画の改訂について

6 議事内容

第１ 会議の公開

協議（１）「令和８年度社会教育関係団体に対する補助金（案）について」については、議決により非公開とし、また、当該部分の会議録については、議案が市長から市議会へ提案された後に公開することとなった。

第２ 会議録の作成等

会議録は要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課を記載した上で、市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開コーナーにおいて公開することを決定した。

なお、事務局の説明の都合上、報告（２）、報告（１）、審議（２）、審議（１）の順に進めることとする。

第３ 会議録署名委員の指名

会議録署名委員の指名について、蓮委員と越智委員を指名し決定した。

第４ 報告

報告（１）放課後子供教室（実籾・東習志野・秋津）業務委託候補者の決定について

澤田委員長

報告（１）放課後子供教室（実籾・東習志野・秋津）業務委託候補者の決定について、事務局から説明をお願いします。

河栗課長

放課後子供教室業務委託事業者の選定に関しては、６月に開催した本年度第１回の社会教育委員会議でご報告させていただいた通り、今年度は、令和８年度から新たに放課後子供教室を実施する実籾小学校及び、継続して契約できる期間の満了となる東習志野

小学校及び秋津小学校の委託事業者の候補者の選定を行っている。今回は、プロポーザルを行い、それぞれ委託事業者の契約候補者を選定したため御報告する。

資料「放課後子供教室(実籾・東習志野・秋津)業務委託候補者の決定について」において、各小学校地区の決定事業者は記載のとおりである。実籾小学校は新たに実施する学校のため、新規事業者である。東習志野、秋津小学校の事業者は、現行事業者が継続することとなった。選考内容については、記載のとおりである。本プレゼンテーションは、当該小学校に在籍する児童の保護者が傍聴できるようにしており、実籾小学校地区において保護者1名の傍聴があった。傍聴した保護者から最後に事業者の提案で良かった点について意思表示できることとしていたが、意見はなかった。

小学校地区ごとに応募した事業者の一覧を得点順に記載している。併せて、表の下に1位となった事業者の主な評価理由について記載している。

裏面に、今後の予定として、実籾小学校は新規となるため、来年の2月から3月にかけて開設の準備を行い、令和8年4月から業務を開始する予定である。

説明は以上となる。

澤田委員長

ただ今の説明について、質疑や意見はあるか。

(質疑等なし)

報告(2) 習志野市子どもの読書活動推進計画に係るパブリックコメントの実施について

澤田委員長

報告(2) 習志野市子どもの読書活動推進計画に係るパブリックコメントの実施について、事務局から説明をお願いします。

河栗課長

報告 2_習志野市子どもの読書活動推進計画に係るパブリックコメントの実施について説明する。

習志野市子どもの読書活動推進計画の案につきましては前回の社会教育委員会議にて答申を頂き、令和7年9月の教育委員会会議において、答申を報告した。その際、教育委員からいただいたご意見及び教育委員会や市長事務部局の各所属からいただいた意見をもとに修正を行い、「習志野市子どもの読書活動推進計画(案)」として整え、翌月10月の教育委員会会議にて協議を行った。その結果をもって、11月15日からパブリックコメントを実施するものである。修正を行った大きな視点としては、教育委員会会議でのご意見として、電子図書や漫画、雑誌など多様な媒体が発展してきている現状

を踏まえ、市民の多様な価値観に対応できるような計画にする必要がある、という認識を反映している。なお、本案については、本日から事前告知として市ホームページに掲載している。

それでは、今回のパブリックコメントを実施するための計画案を作成するにあたり、答申から修正した主な点について、資料を基に説明させていただく。

資料のページを順に追いながらご説明する。

4 ページ、「1 策定の趣旨」の 1 段落目に本計画策定の根拠となる「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第 2 条に規定されている基本理念を明記した。また、中段に小中学校の教育におけるデジタル化の記載を集約し、現在は、電子書籍をはじめとする様々なデジタル媒体から活字情報を得る環境が整っており、多様な機会の提供に取り組む必要があることを記載した。

20 ページ、「4 計画の目標値」の「②不読率」について、教育委員会会議で、時代の流れに沿った現状を把握する必要がある、とのご意見をいただいたことを受け、今後は、本を読むという読書活動を推進することの重要性は変わらないことから、国・県の不読率の定義に基づく指標は維持しながら、この指標とは別に漫画、雑誌等、様々な媒体を通じた活字に触れる機会の状況についても本市独自に把握することについて追記した。この把握により、今後、漫画や雑誌に触れることが読書活動とどのように関連するのか、などの分析につなげていきたいと考えている。また、答申ではその下に「③地域図書館における 1 年間で 1 回以上地域図書館を利用した小中学生の割合」を指標としていたが、この指標を削除している。

その理由としては、2 点ある。1 点目は、策定の趣旨で記載した国の法律の基本理念として、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう」環境整備を推進する必要がある中、あらゆる場の提供に努める必要があるが、本指標は地域の公立図書館の利用のみを読書機会把握の場として抽出してしまうことになること。2 点目は、小中学校の教育におけるデジタル化の進展に伴い、電子書籍をはじめとする様々なデジタル媒体から活字情報を得る環境が整い、本や図書館との付き合い方が変わりつつある中、図書館に訪問し、紙の本を借りることを前提とした指標となることである。図書館に親しみを持ってもらうことは引き続き重要であると捉えているが、計画全体の事業実施の効果を図る指標である、という視点において、削除した。

24 ページ、「No.18 ブックスタート事業の実施」の次に「No.19 セカンドブック事業の検討」を記載していたが、セカンドブック事業は、現時点で実施の見通しが立っていないことから、いったん計画案から削除したものである。今後、費用対効果を見極めながら、必要に応じてセカンドブック事業の実施の検討をすることとした。

28 ページ、No.44 と 45 の電子図書館の利用促進や学校電子図書館利活用については、小中学校の教育におけるデジタル化の進展に伴い、電子書籍をはじめとする多様な読書機会の提供に取り組む必要があることから、重点施策に位置づける★を追記した。

主な変更点は、以上である。

次に 38 ページに策定までの予定を記載している。

2 月の社会教育委員会議にて、パブリックコメントの結果を報告させていただき、3 月の教育委員会会議にて、計画を策定する予定となっている。

説明は以上となる

澤田委員長

ただ今の説明について、質疑や意見はあるか。

三浦委員

ブックスタートについての現状を伺いたい。私が以前、主任児童委員をしていたとき、4 ヶ月健診でブックスタートをしていた。いないいないばあの本を実際に親子に読み聞かせて、家庭でも赤ちゃんに読んで聞かせることの大切さをお伝えしたうえで、本をお渡ししていたが、最近、周りの人に聞いたところ、コロナ以降そういうことはせずに、ただ本を渡すだけになっていると伺った。それは一部だけのことなのか、全市でのことなのか。また、お母さんたちやお父さんたちに読み聞かせの大切さをお伝えする場はないのかということ伺いたい。

河栗課長

本事業については子育てサービス課で担当しているが、私の方で把握している範囲で回答させていただく。コロナ禍においては読み聞かせは中止しており、コロナ禍が明けて以降、読み聞かせをやっていただいている民生委員さんから、読み聞かせに人員を回すのが厳しいというお話があり、やってないということである。ただ、やはり、本を実際読んで、こういった読み聞かせをするというようなことを、保護者の方に知っていただいた上で、本を渡した方が効果的だと思うので、できれば前の形に戻せるような形できないかと思っているが、なかなか民生委員さんに負担をかけてしまうのも厳しいため、別の方法でできないかということも含めて、子育てサービス課と協議しているところである。

三浦委員

ありがとうございます。民生委員をやっている友達がたくさんおり、何でも民生委員に回せばいいと思っているわよね、という言葉が出てくるくらい、仕事がどんどん回ってくるようだ。だから、そこはやはり民生委員と切り離して、別な形でそういう場を設けていただいた方がいいのかと、個人的に思っている。

報告（3）習志野市文化振興計画に係るパブリックコメントの実施について

澤田委員長

報告（3）習志野市文化振興計画に係るパブリックコメントの実施について、事務局から説明をお願いする。

河栗課長

報告3_習志野市文化振興計画に係るパブリックコメントの実施について説明する。

習志野市文化振興計画の案についても、習志野市子どもの読書活動推進計画と同様に前回の社会教育委員会議にて答申を頂き、9月の教育委員会会議において、答申を報告し、教育委員からいただいたご意見及び教育委員会や市長事務局の各所属からいただいた意見をもとに修正を行い、「習志野市文化振興計画(案)」として、10月の教育委員会会議にて協議を行った。その結果をもって、11月15日からパブリックコメントを実施するものである。

修正を行った大きな視点として、実際の文化芸術などを鑑賞、体験するというのも非常に重要なものであると認識しながらもICT技術の発展により、様々な媒体が発展してきている現状を踏まえ、インターネット等デジタル技術の活用を徹底的に進め、両面で支えていくことができるような計画にする必要がある、という認識を反映したものとしている。なお、本案についても、本日から事前告知として市ホームページに掲載している。

それでは、今回のパブリックコメントを実施するための計画案を作成するにあたり、答申から修正した主な点について、資料のページを順に追いながらご説明する。

30ページ、中段の「【方向性1】文化に触れる」の記述に、ICTを活用した鑑賞機会を提供することについて追記した。

33ページ、「【方向性1】文化に触れる」において、現代の流れとして、SNS等を通じ、写真、イラスト、小説等を投稿して自己表現をすることや、デジタルの媒体で音楽や動画等の文化芸術に触れることが日常化していることについて追記し、これまでの評価指標も維持しながらも、評価指標の欄外に、今後の対応として、本指標とは別にデジタルの媒体で音楽や動画等の文化芸術に触れる機会の状況についても把握することを記載した。

34ページ以降に具体的な取り組み内容を記載している。

この取り組み内容については、6ページに記載している「文化芸術基本法及び千葉県文化芸術の振興に関する条例の文化の範囲」のいずれのジャンルに該当するか、わかるようにアイコン化し、34ページ目以降の取り組み内容に追記している。

45ページ、方向性3の「文化を活かす」の評価指標のうち、文化財に係る部分について、「県指定文化財(旧大沢家・旧鴛田家住宅)の開館日1日当たりの入館者数」としていたが、文化財全体に関する指標として、「県指定・市指定・国登録文化財の数」に変

更している。この指標は、上位計画となる「教育振興基本計画」と合わせたものである。
主な変更点は以上である。策定までの予定については、先程の子どもの読書活動推進計画と同様の日程を進めていく。

説明は以上となる。

澤田委員長

ただ今の説明について、質疑や意見はあるか。

越智委員

袖ヶ浦公民館地区を中心に実施している年末年始の3事業、門松づくり、どんと焼き、節分豆まき大会、これを30数年やっているが、今後続けていくのが難しい状況になっている。

これまで、費用をかけずに、例えば材料調達については市の協力のもと、竹の伐採などをしてきた。今年は大原神社の宮司の方と館長がお話いただいて、神社からいただけることとなった。竹の色がとてもきれいで、よい門松ができると期待している。藁についても、今まで自治会の協力で農家の方などから頂戴していたが、今年は調達が難しくなっていたところ、実籾の方からいただけることとなった。後継者づくりも含めて今後の課題だと思っている。このような事業を、個人のツテによることなく、市全体として何とかできないかなと思う。

河栗課長

生涯学習の分野に限らず、事業を継続してやっていくこと自体がだんだん難しくなってきた。次期の市全体の基本構想の中でも、交流という言葉がテーマとなっており、今、委員からいただいたような内容については、市全体の認識として、今後の課題と捉えているところである。

越智委員

交流ということであれば、大久保地区の市民の方で、門松づくりをやりたいと思ってらっしゃる方がいてお会いしたが、やはり人手の問題もあって今回は断念するとのことであった。大久保地区だけでなく、市内の他の地区でもやっていければと思うので、よろしく願いしたい。

委員長

事業を続けるにあたり、皆さん助け合って、あるいは他の分野からも手を差し伸べていただきながらやっていくという方向なのかと思っている。先ほど、教育長の挨拶でも触れられたが、文化ホールやモリシアホールが使えなくなる中、これまで芸術文化協会で行っていた芸術祭や文化祭などを開催する場所がなくなってしまったが、市展や文化祭については市の庁舎をお借りして、平日と土曜日に開催させていただいた。市庁舎で

の開催だと、他の用事で来た人にも見ていただけたことで、非常に活気づいて、主催側の皆さんも喜んでいました。それから音楽祭については、プラッツの市民ホールで、第2回目を開催した。第1回目のときは、どういうふうにやっていいのか手探りであったが、今回は2回目ともなると、大分、慣れてきたということもあり工夫をして開催できた。文化ホールがない代わりに、別なかたちで継続して開催を試みている中で、別な繋がりに繋がっていけば非常にいいと思っている。

越智委員

先ほどと関連するが、今年は、袖ヶ浦西小学校分教室に通う子供たち10人くらいに、ミニ門松づくりを体験してもらおうということで、公民館にきてもらう予定である。そういう活動も、広がっていけばいいと思うのでよろしくお願いしたい。

第5 協議 （※協議2、協議1の順）

協議（2）生涯学習施設改修整備計画の改訂について

澤田委員長

協議（2）生涯学習施設改修整備計画の改訂について、事務局から説明をお願いします。

河栗課長

生涯学習施設改修整備計画の改訂について説明する。

平成25年度に策定した生涯学習施設改修整備計画は、令和3年度に改訂し、その計画期間は令和4年度から令和19年度までとなっている。

この度、令和8年度を計画始期として策定される、市全体の第3次公共建築物再生計画との整合を図るとともに、現行計画改訂時の令和3年度からの状況変化を踏まえ、生涯学習施設改修整備計画を改訂するものである。

それでは、生涯学習施設改修整備計画【令和8(2026)年度改訂】(素案)をご覧いただきたい。現行計画との変更部分を赤字にしている。時間の都合上、主な変更点について、ページを進めながら説明する。

表紙に記載の計画期間は、令和8年度から令和23年度までの15年間としている。この期間は、市全体の第3次公共建築物再生計画と合わせたものである。

6ページ、本計画の目的は、本市の生涯学習や文化芸術の振興、生涯スポーツの推進に係る施策を着実に実行するために、適正な施設、機能を確保することを目的とするものである。

7ページ、今回の改訂にあたり、見直しを行った主な内容を5点にまとめている。

1点目は、「習志野市公共施設等総合管理計画」及び「第3次公共建築物再生計画」と

の整合を図るため、両計画における改修方針に合わせ、改修内容や目標年次を設定している。

2点目は、菊田公民館の令和13年度末までの機能停止に伴い、菊田公民館諸室機能の代替を確保することとしている。

3点目は、実花公民館・東習志野図書館の(仮称)新総合教育センターとの複合化において、以下の点について計画に記載する。

ア)は、ICT環境を活用し、生涯学習の更なる充実を図る。

イ)は、実花公民館利用サークル等の意見を反映させた設計となるよう調整を図る。

ウ)は、図書館閲覧スペースの拡大や学習スペースの確保、バリアフリー対応等の機能向上を図る。

4点目は、埋蔵文化財等を保存・展示する機能を拡大するため、以下の点について本計画に記載する。

ア)は、実花公民館跡施設に(仮称)歴史資料展示室を開設する。

イ)は、雨漏り等老朽化が進む埋蔵文化財調査室の移転及び収蔵場所を確保する。

5点目は、旧鴛田家住宅及び旧大沢家住宅の茅葺屋根等改修について、工事時期を本計画に記載している。

8ページ以降は、現状の施設状況や利用状況を最新のデータに更新している。

22ページ、これまでの計画では、文化財については記載していなかったが、地域の歴史や文化を理解する上で、文化財は欠くことのできないものであり、その保存や継承のため必要な施設整備についても記載することにした。

23ページ、社会教育施設からスポーツ施設に関する具体的な整備の方向性を記載している。

24ページ以降の改修整備実施計画については、市全体の第3次公共建築物再生計画との整合を図り、施設の再整備に係る年次計画等を記載している。

今後の予定としては、令和8年1月の文化財審議会で審議、3月25日の教育委員会会議で審議、3月31日に本計画を市長部局に申し入れる予定としている。

説明は以上となる。

澤田委員長

ただ今の説明について、質疑や意見はあるか。

三浦委員

資料27ページの菊田公民館について、施設の安全性を確認しながら日常的な維持管理を実施し、令和13年度末で機能停止するとあるが、13年度末までは、今の菊田公民館が存在し、そのあとに、津田沼幼稚園の後の施設に移っていくという理解してよろしいでしょうか。

河栗課長

お見込みのとおりである。津田沼幼稚園跡施設については、菊田公民館の諸室の一部の機能という位置づけとなる。また、菊田公民館の講堂部分の代替として、旧庁舎跡地に建設予定の民間施設の多目的スペースを予定している。

三浦委員

以前の会議でその話が出たときに、菊田公民館は廃止になり、公民館としては存続しないという話だった。その時は津田沼幼稚園の話も出ていなかったが、津田沼幼稚園の園舎に移転するというのであれば、公民館として、そこで続けることができるのか、それとも公民館ではなく、例えばコミュニティセンターのような形となるのか。

河栗課長

現在菊田公民館で行っている活動自体は継承していく予定ではあるが、その施設が公民館となるのか、コミュニティセンター的なものになるのかはまだ決まっていない。

三浦委員

ぜひ公民館として継続して欲しいという気持ちである。

越智委員

津田沼幼稚園舎を、あのまま使うということか。

河栗課長

現園舎をそのまま使う予定で、検討を進めている。

越智委員

焼き窯についてはどのようにするのか。

河栗課長

現状使えているものはそのまま使えるように、機能代替できるように進めていきたいと考えている。

協議（１）令和８年度社会教育関係団体に対する補助金（案）について

澤田委員長

審議（１）令和８年度社会教育関係団体に対する補助金（案）について、事務局から説明をお願いします。

河栗課長

令和 8 年度 社会教育関係団体に対する補助金(案)について説明する。

社会教育関係団体に補助金を交付するに当たっては、市の予算となるので、その決定については、市議会の議決を経るところであるが、社会教育法第 13 条に、「地方公共団体が社会教育関係団体に対して補助金を交付しようとする場合は、あらかじめ社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない」という規定がある。本日はその規定に基づき、委員の皆様の意見を聴取するものである。

資料「令和 8 年度 社会教育関係団体に対する補助金(案)」について、令和 8 年度に予算計上を予定している社会教育関係団体への補助金は 5 件である。お示ししている資料のうち、交付予定額に記載の額が前年度予算から変更している補助金について、抜粋して説明する。

上から 2 段目「習志野市芸術文化協会活動費補助金」については、今年度、令和 7 年度から美術、書道、活け花や茶道の催し等、文化に係る展示分野の拠点をモリシアホールの閉館に伴い、市庁舎のグランドフロアから 1 階までのスペースに移して実施している。今年度の実施状況を踏まえ円滑な展示を実施するため、設営に必要な予算等を増額し、予算要求するものである。今年度と比較して約 120 万円の増としているが、モリシアホールを利用していた昨年度、令和 6 年度予算と比較すると約 50 万円の減額となっている。

次に、3 段目「文化スポーツ振興財団運営費等補助金」については、昨年度、令和 6 年 4 月から、文化ホール及びスポーツ振興協会の 2 財団が合併して新たなスタートを切った当該公益財団法人を支援することで安定的、継続的な事業展開を図るもので、令和 8 年度の補助金に関しては、約 790 万円の増額となっているが、その理由としては、補助対象としている人件費の高騰によるものである。

最後に最下段の「習志野市子ども会育成会連絡協議会活動費補助金」については、補助団体である習志野市子ども会育成会連絡協議会が令和 7 年度をもって解散することから、令和 8 年度の予算は計上しないものとする。

説明は以上となる。

澤田委員長

ただ今の説明について、質疑や意見はあるか。

(質疑等なし)

第 6 その他

澤田委員長

その他として、事務局から報告等はあるか。

伊東館長

4 公民館の指定管理者候補者の公募及び選定について報告する。なお、こちらについては、別途、習志野市公民館運営審議会にて議題とし、公募方法等について協議、報告の上、公募、選定を行った。現在、実花・袖ヶ浦・谷津・新習志野の4つの公民館は、指定管理者制度により管理運営を行っている。これらの施設については、指定管理期間が令和8年3月31日で終了することから、令和8年度以降の更新に係る手続きを進め、本年9月30日に開催された習志野市教育委員会指定管理者候補者選定委員会において、候補者の選定を行った。今回選定した事業者は、株式会社オーエンスである。また、指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間である。

同社は、全国の自治体において公民館やコミュニティセンター等の公共施設の指定管理者として管理運営を行っており、本市においても、新習志野公民館を平成27年4月から令和8年3月まで、実花・袖ヶ浦・谷津公民館を令和3年4月から令和8年3月まで管理運営している実績がある。今回の募集にあたり、4館を一括して公募した。これは、指定管理者を一括で募集することにより、初期費用等の経費面でスケールメリットが生まれ、事業者にとって参加しやすくなること、さらに、公民館同士の連携や人材交流を促進し、質の高い事業展開を図ること、加えて、災害時等の緊急対応を迅速に行える体制を構築することにもつながることを期待したものである。

今回の公募に際しては、説明会には3者が参加し、このうち応募した事業者は1者であった。なお、応募に至らなかった事業者から今後の参考として、その主な理由を伺ったところ、有資格者をはじめとした働く人材の確保が困難である、とのことであった。

候補者の選定理由としては、全国での豊富な実績を有し、それを活かした安定した管理運営が期待できる点に加え、有資格者の配置や充実した研修体制、施設管理ノウハウに基づく運営、利用者の意見を積極的に取り入れた多彩な事業展開が提案されている。さらに、サークル数の減少や高齢化といった課題を踏まえ、活動のPR、後継者育成事業、青少年の居場所づくりなど、将来を見据えた取組みも示されている。以上の点から、本市が求める水準を十分に満たしていると判断し、株式会社オーエンスを指定管理者候補者として選定した。

今回の指定管理者候補者の選定結果について、10月22日に習志野市教育委員会第10回定例会において、市長に申し入れることを諮り、議決をいただいたことから、11月25日から開催される令和7年習志野市議会第4回定例会に、指定管理者の指定についての議案を上程する。議会の議決を得た後、令和8年1月に指定管理期間全体の業務の範囲やリスク分担等を定めた基本協定書を締結し、4月1日に当該年度の業務内容と指定管理料を定めた年度協定書を締結し、同日より指定管理業務を開始する予定である。

報告は以上である。

澤田委員長

これをもって、令和7年度第3回習志野市社会教育委員会議を閉会する。